

資料提供	
令和2年2月21日	
担当課 (担当)	体育保健課 (西尾) 高等学校課 (中原)
電話	0857-26-7527 (体育) 0857-26-7916 (高校)

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の臨時休業の方針及び 高校入試における対応について

このことについて、下記の通り取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 県立学校の臨時休業の方針

(1) 県立高校の場合

生徒に1名でも標記感染者が確認された場合は、該当学級をひとまず「6日間」の学級閉鎖とする。なお、複数の学級で確認された場合は、該当学年をひとまず「6日間」の学年閉鎖とする。

(2) 特別支援学校の場合

児童生徒又は教職員の中に1名でも感染者が確認された場合は、ひとまず「6日間」の学校閉鎖とする。

※学級閉鎖又は学年閉鎖の間に新たに感染者が確認されなければ、学校医や所轄の保健所等と相談の上で閉鎖を解除し、新たに感染者が確認された場合は期間を延長する。

※潜伏期間の多くは、5～6日(厚生労働省ホームページ参照)であるため、ひとまず「6日間」の閉鎖とする。

2 令和2年度鳥取県立高等学校入学者選抜における対応

(1) 感染した生徒の受検

新型コロナウイルス感染症に感染している生徒は、医師の許可がおりるまで、受検は認めない。

(2) 特別措置による検査等

一般入学者選抜検査(3月5日、6日)又は一般入学者選抜追検査(3月11日)の当日に、感染により受検できない生徒については、再募集入学者選抜検査(3月25日)と同日に、当該生徒が出願している高校への特別措置による検査を行う。(特別措置による検査においては、院内受検も認める。)